

地域維持型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊田市内の各地域（旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区、下山地区及び藤岡地区を除く地域をいう。以下同じ。）における社会資本の継続的な維持及び災害時の速やかな応急復旧に必要な建設業の維持を図るため、入札参加者の地域を限定して実施する事後審査型一般競争入札（以下「地域維持型一般競争入札」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 地域維持型一般競争入札は、各地域の社会資本の整備または維持に必要な工事で、地域事情に精通した建設業者が当該地域において実施することが適当なもののうち、契約課長が選定したものに適用する。

2 対象となる工種、設計金額及び工事内容は、別表第1に定めるとおりとする。

(参加資格要件)

第3条 競争性を確保するため、参加資格を有する者がおおむね20者以上確保できるように参加資格要件を設定するものとする。

2 地域要件及び豊田市総合点は、別表第2に定めるとおりとする。

(不調又は不成立の場合の対応)

第4条 入札結果が不調又は不成立の場合、再度の入札に当たり、原則として本要領の地域要件は適用しないものとする。

(競売入札妨害又は談合による入札参加停止期間の特例)

第5条 この要領を適用する工事が豊田市入札参加停止等要綱別表第16項に定める措置要件に該当する場合、入札参加停止の期間は、逮捕又は公訴を知った日から次に掲げる期間とする。

- (1) 代表役員等 8か月以上12か月以内
- (2) 一般役員等 6か月以上9か月以内
- (3) 使用人 4か月以上6か月以内

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項は、豊田市事後審査型一般競争入札実施要領によるものとし、これらによりがたい場合は、必要に応じ別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象工事

工 種	土木一式工事
設計金額	5千万円未満のもの
工事内容	道路・河川・用排水路修繕工事、道路・河川・用排水路改良工事、道路・河川・用排水路新設工事、災害対策工事等

別表第2（第3条関係）

参加資格要件

地域要件	<p>①挙母北部地区（逢妻町、朝日町、梅坪町、栄生町、大池町、落合町、川端町、喜多町、京町、久保町、小坂町、小坂本町、栄町、桜町、三軒町、汐見町、昭和町、白浜町、陣中町、新町、神明町、太平町、高崎町、高原町、竹生町、田町、月見町、貞宝町、天王町、東新町、中島町、西新町、西町、西山町、日南町、白山町、花丘町、東梅坪町、久岡町、日之出町、平芝町、広久手町、本新町、丸根町、宮上町、宮口町、宮町、横山町、若草町、若宮町）に主たる営業所を有する者</p> <p>②挙母南部地区（秋葉町、曙町、朝日ヶ丘、今町、上挙母、小川町、柿本町、金谷町、河合町、神田町、鴻ノ巣町、寿町、衣ヶ原、挙母町、清水町、下市場町、下林町、樹木町、新生町、水源町、砂町、聖心町、千足町、田代町、田中町、長興寺、司町、土橋町、常盤町、十塚町、トヨタ町、錦町、八幡町、平山町、広路町、深田町、平和町、細谷町、本地町、前田町、前山町、松ヶ枝町、丸山町、瑞穂町、緑ヶ丘、美山町、御幸町、明和町、元城町、元町、元宮町、山之手、竜宮町）に主たる営業所を有する者</p>
------	--

	<p>③高橋・松平地区（池田町、泉町、市木町、五ヶ丘、岩倉町、岩滝町、上野町、鶉ヶ瀬町、大内町、王滝町、大見町、桂野町、神池町、加茂川町、川田町、京ヶ峰、九久平町、幸海町、古瀬間町、琴平町、坂上町、幸穂台、志賀町、渋谷町、石楠町、千石町、高上、高橋町、滝脇町、寺部町、渡合町、百々町、巴町、豊松町、中垣内町、長沢町、鍋田町、野見町、野見山町、林添町、東山町、平井町、広川町、扶桑町、双美町、宝来町、穂積町、松平志賀町、松平町、美里、水間町、御立町、宮前町、美和町、室町、森町、社町、矢並町）に主たる営業所を有する者</p> <p>④上郷・高岡地区（生駒町、畝部西町、畝部東町、永覚新町、永覚町、大島町、大林町、鴛鴨町、和会町、上丘町、上郷町、駒新町、駒場町、幸町、住吉町、大成町、高丘新町、高岡町、高岡本町、高美町、宝町、竹町、竹元町、堤町、堤本町、渡刈町、中田町、中根町、中町、西岡町、西田町、配津町、花園町、広田町、広美町、福受町、豊栄町、本田町、本町、前林町、榊塚西町、榊塚東町、御幸本町、八橋町、吉原町、竜神町、若林西町、若林東町）に主たる営業所を有する者</p> <p>⑤猿投地区（青木町、荒井町、石野町、井上町、伊保町、上原町、大清水町、大畑町、押沢町、乙部ヶ丘、乙部町、小呂町、貝津町、加納町、上高町、亀首町、勘八町、国附町、越戸町、小峯町、篠原町、猿投町、四郷町、枝下町、下室町、浄水町、城見町、高町、滝見町、田初町、力石町、千鳥町、寺下町、手呂町、富田町、中金町、中切町、成合町、西広瀬町、野口町、花本町、東広瀬町、東保見町、平戸橋町、広幡町、藤沢町、芳友町、保見ヶ丘、保見町、本徳町、舞木町、松嶺町、御船町、八草町、山中町）に主たる営業所を有する者</p>
豊田市総合点	問わない